



平成 23 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 仙 台 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 三 井 精 一
問 合 せ 先 取 締 役 企 画 部 長 芳 賀 隆 之
(TEL. 022-225-8258)

金融機能強化法に基づく国の資本参加の決定及び経営強化計画の策定について

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」といいます。）附則第 8 条第 1 項に基づき、株式の引受けに係る申込みを行っていましたが、本日、金融庁において株式の引受けが決定されましたので、お知らせいたします。

当行としましては、この決定を踏まえ、第 I 種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の発行に向けて、下記の通り、法令上必要な手続きを進めてまいります。

また、当行は、今般策定いたしました経営強化計画を着実に実行することにより、「東日本大震災」により被災された中小規模事業者や住宅ローン利用者等のお客様に対し、安定的かつ円滑な金融仲介機能を提供するなど、復興支援策に積極的に取り組み、被災地の地域金融機関として地域経済の復興と活性化に向けて貢献していく所存です。

記

1. 金融機能強化法に基づく株式の引受けの概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 発行総額 | 30,000,000,000 円 |
| (2) 発行株式数 | 20,000,000 株 |
| (3) 優先配当年率 | 預金保険機構が公表する各事業年度（公表年度の前事業年度）の「優先配当年率としての資金調達コスト」
（平成 24 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成 24 年 3 月 31 日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。）
ただし、日本円 TIBOR（12 ヶ月物）または 8%のうちいずれか低い方を上限とする。 |

2. 発行手続きに関する今後の日程

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 本優先株式発行に係る取締役会開催日 | 平成 23 年 9 月 15 日(木) (予定) |
| 本優先株式の払込期日 | 平成 23 年 9 月 30 日(金) (予定) |

3. 「経営強化計画」について

当行は、金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に際して、経営強化計画を策定して提出しております。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社仙台銀行

企画部企画課 尾形

TEL : 022(225)8258